

令和8年度

羽咋市地域密着型サービス事業者募集要項

令和8年4月

羽 咋 市

1 はじめに（一般公募について）

羽咋市では、羽咋市介護保険事業計画（第9期）に基づく地域密着型サービスの施設整備を進めるにあたり、羽咋市内において地域密着型サービスを提供する事業者の公募を行います。

2 公募する地域密着型サービス

本公募における地域密着型サービスの種類等は、以下のとおりです。

事業年度	サービスの種類	募集整備数	募集圏域
令和8年度	小規模多機能型居宅介護	1	全域

3 公募の応募資格

補助対象事業者の応募資格については、以下の要件等を満たすものとします。

①介護サービスの実績を持つ法人であること。
②介護保険法第78条の2第4項各号及び第115条の12第2項各号に該当しないこと。
③羽咋市暴力団排除条例 第2条第1項第1号に定める団体に該当しないこと。
④地域密着型サービス事業者の指定を受けることが見込まれること。
⑤申請者は、整備事業の運営を直接行う事業者であること。
⑥補助金が認められない場合でも自己資金での整備が可能であること。
⑦施設を整備する土地及び建物は、事業者が所有権を有するか取得が見込まれること、又は賃貸借契約の締結が確実であり事業の継続性が十分確保されていること。
⑧土地・建物については、事業実施に支障がないか等、事前に関係部署等に相談しておくこと。
⑨運営する法人について、国税、県税、市税や公共料金等を滞納していないこと。
【土地・建物を購入により取得する場合】 応募の段階では所有権を有していなくても、売買が確実であることが確認できる条件付契約書（※）などを添付すること。 【土地・建物を賃借する場合】 応募の段階では賃借が開始されていなくても、賃借が確実であることが確認できる条件付契約書（※）などを添付すること。 （※）公募で選定されなかった場合は、契約等が無効であることなどを明記したもの

なお、応募にあたっては、介護保険法、都市計画法、建築基準法、消防法及び関係法令等を遵守してください。

4 応募の受付

受付期間	令和8年4月10日（金）～令和8年5月29日（金） 午前8時30分～午後5時15分まで（土・日・祝日は除きます。）
------	--------------------------------------------------------------

5 書類の提出先

羽咋市地域包括ケア推進室 介護高齢者係（8番窓口）に直接お持ちください。

※郵送による受付は行いません。予め電話予約の上、ご来庁ください。

6 提出書類

- (1) 別表「応募に係る提出書類一覧表」をご参照ください。
- (2) 提出書類は、理由の如何を問わず返却しませんのでご了承ください。
また、応募書類の提出に要する経費は全て応募者の負担とします。
- (3) 書類は、原則として全てA4判でファイルに綴じたものを2部（正本1部、副本1部）提出してください。なお、副本は正本をそのままコピーしたもので構いません。
提出書類は、番号入り仕切紙（白紙のインデックス）をはさみ、書類番号ごとに分けて綴り提出してください。
- (4) 正本について
賃貸借契約書などは、本来、契約者同士で原本を保管するものなので、応募にあたっては写しの提出で構いません。また、その場合、代表者名で次のような原本証明をしてください。

（代表者名による原本証明の見本）

この写は原本と相違ありません。	
令和 年 月 日	
法人名 ○ ○ ○	法人印
代表者名 ○ ○ ○	

原本証明に押印する法人印は、印鑑証明の印影と同じものを使用してください。

- (5) 提出された書類の提出期限後の差替え及び再提出は認めません。
- (6) 提出された申請書類は、羽咋市情報公開条例の対象となりますので、同条例の規定により公開されることがあります（非公開情報は除きます）。

7 補助金等

整備等に係る補助金としては、石川県からの「地域医療介護総合確保基金」を財源とした、市の補助金を交付する予定です。

また、補助金の協議を行う場合には、手続きの進捗状況によって着工の時期が遅れる場合があるほか、実際に交付されることとなった場合には、財産処分の制限等の条件が付されま

8 禁止事項と欠格事項等について(重要事項)

(1) 市が実施する審査会の前に次の行為を行なった場合、審査を行うことなく失格とします。
① 審査会の委員に対し、直接、間接を問わず連絡を求め、または接触した場合
② その他市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと市長が認める場合
(2) 書類の提出期限後(審査会まで)は、次に該当する場合、審査を行うことなく失格とします。
①提出された書類の内容に、重大な不備又は虚偽があったと認められる場合
②重要な事項(建設場所・施設種別・定員・資金の確保等)の変更があった場合
③その他市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと市長が認める場合
(3) 審査会で検討し市が選定した後に、下記の要件に該当した場合は審査結果にかかわらず失格とします。
①提出された書類の内容に、重大な不備又は虚偽があったと認められる場合
②重要な事項(建設場所・施設種別・定員・資金の確保等)の変更があった場合
③その他市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと市長が認める場合
(4) 羽咋市暴力団排除条例に基づき、暴力団等への関与が判明した場合は、選定前については審査を行うことなく失格とし、選定後においては、審査結果にかかわらず失格とします。

9 事業者の選定

- (1) 提出された書類による内容審査及び実地調査を行います。
- (2) 羽咋市による審査会を開催し、事業者に対してのヒアリング等の審査を行い、同審査会の意見を市長に答申します。
- (3) 審査会の意見を踏まえ総合的に評価を行い、羽咋市長が決定します。
- (4) 審査の結果、候補者が決定されない場合があります。
- (5) 施設設置・運営希望者の応募がない場合や、候補者が決定しなかった場合は再度募集を行うことがあります。
- (6) 選定結果は、応募された全事業者へ文書にて通知します。

10 審査基準

審査の着眼点は下記のとおりです。

審査の着眼点等	
(1) 基本方針に関すること	
①施設ニーズ把握のための調査方法、現状分析	
②整備予定地の選定理由	
③事業を行う理由	
(2) 運営方針に関すること	
①サービスの提供にあたっての理念・目標等	
②従業員の確保対策	
③利用料金の設定及びその考え方	
(3) 利用者保護対策	
①認知症ケアに関する考え方や虐待防止対策への方策	
②衛生管理・苦情処理・事故防止対策及び防災対策	
③個人情報の管理に対する考え方	
(4) 将来性	
①家族との連携及び交流の方法	
②地域住民との良好な関係の構築方法及び協力体制、交流の方法	
③医療機関との連携	
④健全で安定した事業運営の見込み	
(5) 介護予防拠点	
① 介護予防や重度化防止、高齢者の健康づくりの方法	
(6) その他	
①法人の経営理念	

11 今後の日程(予定)

令和8年5月29日(金)	公募書類の提出期限(事業者)
6月上旬	庁内審査委員による一次審査(書類審査)
6月下旬	審査会による二次審査(面接審査)、結果通知
事業者選定後	開設準備(事業者)
開設準備完了後	現地調査等(市)
介護保険法に基づく審査終了後	介護保険法に基づく指定

12 その他

(1) 選定前までの辞退について

書類の提出期限後、整備事業者選定の前までに、やむを得ない事由等で辞退する場合は、辞退理由を明記の上、法人名・代表者名の署名、法人印の押印のある辞退届（任意様式）を提出してください。

(2) 選定後の辞退について

整備事業者として選定された後に辞退することは、本市の計画全体に大きな支障をきたすこととなります。その影響を十分に認識した上で、確実に事業が実施できる見込みをもって応募してください。

事業者選定後は、選定後に辞退する場合は、法人名・代表者名・辞退理由等を、市の選考委員会等にて説明していただきます。

13 問い合わせ先

(1) 質問は、別添様式によりメールまたは、ファックスで下記まで送付してください。

(2) 公募に関する応募状況、審査状況等については回答できません。

【問合せ先・書類の提出先】

〒925-8501

石川県羽咋市旭町ア200番地

羽咋市市民福祉部

地域包括ケア推進室 介護高齢者係

TEL : (0767) 22-5314

FAX : (0767) 22-3995

E-mail : fukushi2@city.hakui.lg.jp